

令和7年度 第1回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和7年11月21日（金）18時30分～

場所：豊島区役所8階 教育委員会室

【次 第】

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 教育長挨拶
- 5 委員長選出
- 6 議 事
 - （1）令和7年度教育に関する事務の点検・評価の実施について
 - （2）令和6年度評価実施事業 取組み状況報告
- 7 閉 会

【資 料】

- 1 令和7年度教育に関する事務の点検・評価の実施について・・・資料1
 - ・令和7年度教育に関する事務の点検 事業分析シート（様式）・資料1（別紙1）
 - ・令和7年度教育に関する事務の点検 評価票（様式）・・・・・・資料1（別紙2）
- 2 令和6年度評価実施事業 取組み状況報告・・・・・・・・・資料2
- 3 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱・・・・・・・・・参考資料1
- 4 教育に関する事務の点検・評価実施要綱・・・・・・・・・参考資料2

令和 7 年度 教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 点検・評価の実施について

(1) 概 要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について、毎年度点検及び評価する。

「豊島区教育ビジョン」の推進にあたって、課題となっている事項に関連する具体的な取組みについて点検及び評価を行い、その結果を今後の計画推進のために活用する。

(2) 点検・評価委員会設置の目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

2 今年度の点検・評価対象について

(1) 点検・評価対象事業

「教育ビジョンの進行管理を行う」という観点から、各基本方針にかかる具体的な事業・取組みの中から選定するほか、今日的な事業・取組みについても点検・評価を行う。

点検・評価対象
① 安全・安心事業
② コミュニティ・スクール事業
③ 「確かな学力」育成事業
④ 日本語指導事業
⑤ 学校施設環境改善交付金対象事業

(2) 評価基準について

① 評価の視点

各事業の評価は、以下の視点より行う。

ア 各事業が効率的に執行されているか。

- ・適正な経費で、最大の効果を上げることができたか
- ・効率的な手法・手段となっていたか
- ・計画に即して円滑に事業を執行できたか

イ 事業構成は目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。

- ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
- ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
- ・対象とする範囲は適正であったか

ウ 事業内容は有効に働いているか。

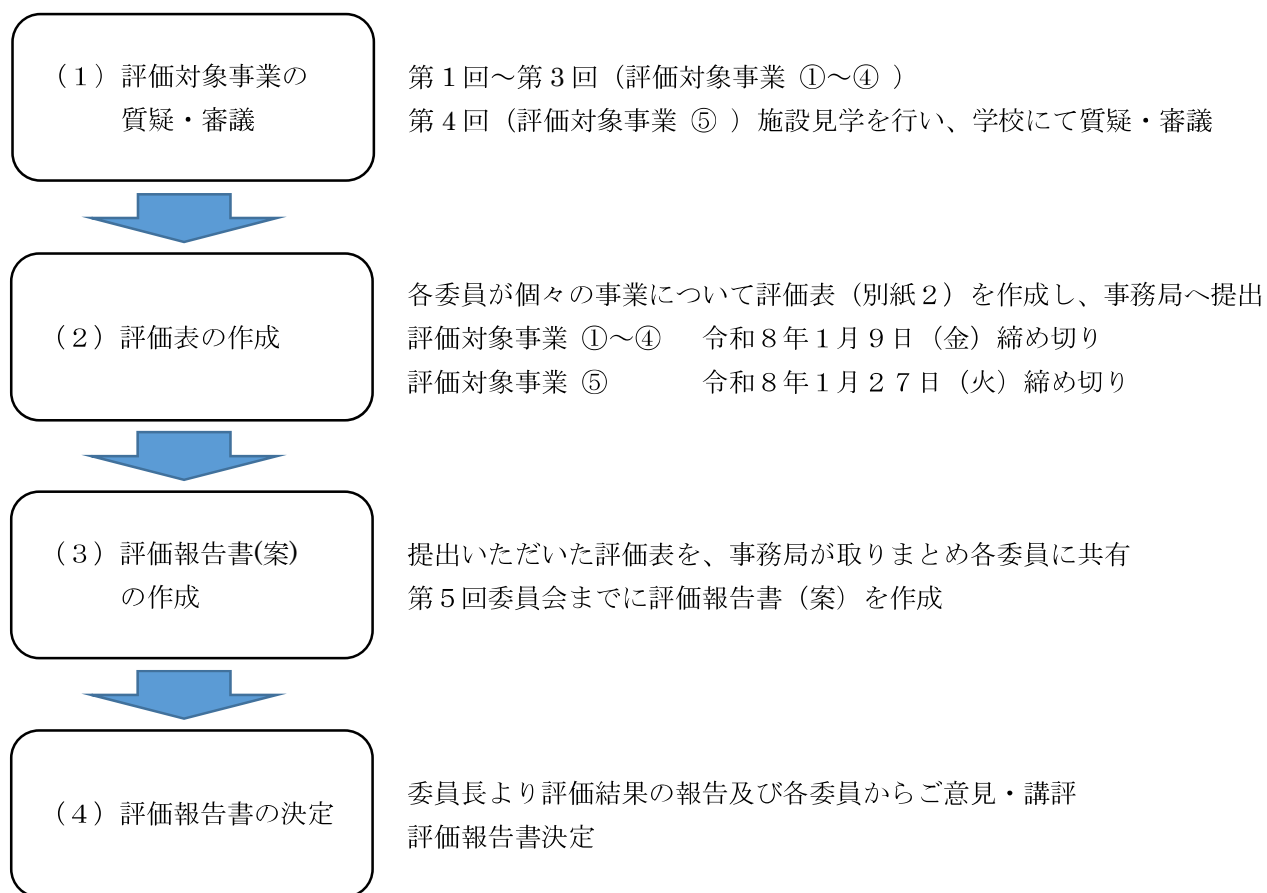
- ・目標とする効果・成果をあげることができたか
- ・児童生徒の教育上、真に有効な取組みであったか
- ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取組みであったか

② 評価の方法

各事業の評価は、「効率性」と「有効性」について、以下の3段階で行う。

評価	効率性	有効性
A：高い	実施手法は適切で、見直しの必要はない。	区民教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている。
B：適正	実施手法は概ね適切である。	一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている。
C：低い	見直しが必要である。	区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である。

3. 評価の流れについて



4. 今後のスケジュール

	日 時	内 容
第1回	令和7年11月21日（金） 18:30～20:30 （場所：教育委員会室）	・令和7年度点検・評価対象事業について ・昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告 1. 「子どもスキップの運営」（放課後対策課） 2. 「不登校対策の強化」（教育センター） 3. 「いじめ防止対策推進事業」（指導課） 4. 「学校施設環境改善交付金対象事業」（学校施設課） 5. 「小・中学校移動教室」（学務課）
第2回	令和7年12月8日（月） 18:00～20:00 （場所：教育委員会室）	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ①「安全・安心事業」（学務課・指導課・学校施設課） ②「コミュニティ・スクール事業」（学校支援担当課）
第3回	令和7年12月25日（木） 10:00～12:00 （場所：教育委員会室）	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ③「「確かな学力」育成事業」（指導課） ④「日本語指導事業」（教育センター）
第4回	令和8年1月20日（火） 10:00～12:00 ※富士見台小学校を予定	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ⑤「学校施設環境改善交付金対象事業」（学校施設課） ※施設見学を実施する予定
第5回	令和8年2月4日（水） 18:00～20:00 （場所：教育委員会室）	・点検・評価報告書確認、今年度のまとめ

事業名		担当課		
豊島区教育ビジョン2025				

1. 事業概要			
根拠法令		事業開始年度	
事業の目的			
事業の対象			
事業内容			
外部委託の有無			

2. 事業実績									
令和6年度実績									
	活動指標	指標	目指す方向性	単位	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (計画)	6年度 (実績)	7年度 (計画)
		①							
		②							
③									
成果指標		指標	目指す方向性	単位	4年度 (実績)	5年度 (実績)	6年度 (計画)	6年度 (実績)	7年度 (計画)
		①							
		②							
		③							
成果									

【様式】

3. 事業費推移											
単位 金額の項目:千円			5年度			6年度			7年度		
			予算	決算	執行率	予算	決算	執行率	予算	増減 (R6決算比)	
事業費			A			#DIV/0!			#DIV/0!		
財源 内訳	国、都支出金		B								
	使用料・手数料										
	地方債・その他										
	一般財源		C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 課題及び今後の方向性	
課 題	
課題への対応方針	
次年度以降の方向性	

【様式】評価票

	評価	判断理由
効率性		
有効性		

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

令和 6 年度評価実施事業 取組み状況報告

内 容 令和 6 年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に対する現時点での取組み状況について報告する。

- 1 子どもスキップの運営
- 2 不登校対策の強化
- 3 いじめ防止対策推進事業
- 4 学校施設環境改善交付金対象事業
- 5 小・中学校移動教室

子どもスキップの運営

【効率性】

効率性：B 有効性：A 担当課：放課後対策課

(1) スキップ職員の欠員について色々と募集しているようだが、良き人材が集まるためには待遇改善が必要ではないか。

【取組状況】

待遇改善については、令和6年に全職種でベースアップされるとともに、会計年度任用職員については期末手当に加えて勤勉手当が支給されるようになった。一方、スキップの職員が本来業務である児童支援に十分な時間を割けず、雑務に追われている現状は、働き甲斐の低下や離職につながるとともに良い人材が集まらない土壌となっている。このため、DX化や外部委託により雑務を軽減し、専門職としての役割に注力できる体制を整えていく。

(2) 子ども会議は必要な取組みだと考えるが、子ども会議の主な内容を見る限り、子ども会議の在り方自体の再考を要すると思う。子ども会議の目的を「行事の内容やルール決め」に固定化せず、子ども会議の趣旨から見つめ直して、有効な活用方法の検討を要望する。

【取組状況】

これまで子ども会議は職員主導でのルール決め等が中心となっていたが、令和7年度より児童主体の会議へと見直しを行った。児童自身による議題設定・進行、結果の共有を行い、児童が自ら考え発信する場として活性化を図っている。これにより、発言意欲や協働意識の向上を目指していく。

(3) OJTの研修内容について、発想を変えて新しい視点から検討してみてもどうか。講話的なものだけでなく、職員の実際のスキル向上につながる研修も増やしていただきたい。

【取組状況】

講義中心であったOJTを見直し、現場で即活用できる実践的な内容を取り入れた。看護師を講師に招いたエビペン実習を含むアレルギー対応や嘔吐時の処理、怪我や病気への対応に加え、不審者侵入を想定した対応訓練や児童の安全な避難誘導等の研修等を実施することで、職員の実践力と危機対応力の一層の向上を図っていく。

(4) 子ども会議を開催し、児童の声をスキップの運営に生かそうとしている姿勢は評価できるが、同時に職員の指導・支援に関する研修の充実を図る必要性を感じる。

【取組状況】

子ども会議の運営に関する研修に参加した職員が、ファシリテーション手法や合意形成の手順等を全施設に展開するとともに、各施設での実践を共有し、課題や工夫点をテーマ別にグループ討議して改善点を抽出及び横展開している。引き続き、児童参画の質向上と職員の指導・支援力の強化を両輪として進めていく。

(5) スキップスペースが狭いため、体育館や学校施設を工夫しているようだが、まだ今後の課題と思う。

【取組状況】

子どもスキップの児童専用スペースについては、今後も児童数に応じて小学校と連携し、体育館や特別教室などをタイムシェアリングすることで十分な面積を確保するとともに、小学校の改築・改修を絶好の改善の機会と捉え、設計段階から積極的に関わり、環境の改善に努める。

【有効性】

(6) スキップ施設の狭小化は難しい問題だが、事故等の未然防止の観点からも何らかの改善策を講じたい。

【取組状況】

スキップ施設の狭小化は、事故等の未然防止の観点からも重要な課題と認識している。安全教室の開催や、所長会でヒヤリハットを共有することで安全管理を強化するとともに、児童数に応じた体育館・特別教室の活用や、小学校改築・改修時の設計段階からの関与を通じて、専用スペースの確保に努める。

(7) スキップ・学童利用者が増加する中、待機児童ゼロを維持していることはよいが、それに伴う施設の狭小化は大きな課題である。

【取組状況】

子どもスキップの児童専用スペースについては、今後も児童数に応じて小学校と連携し、体育館や特別教室などをタイムシェアリングすることで十分な面積を確保するとともに、小学校の改築・改修を絶好の改善の機会と捉え、設計段階から積極的に関わり、環境の改善に努める。

不登校対策の強化

【効率性】

効率性：B 有効性：A 担当課：教育センター

(1) モデル校の別室整備と運用は、一定の成果を上げている一方で、モデル校以外の中学校や小学校の不登校支援が立ち遅れている点が懸念される。今後は、モデル校の成果を他校に広める方策を具体的に立てる必要がある。

【取組状況】

R7年4月よりモデル校以外の中学校でも校内教育支援センター(校内別室、以下 SSR とする)の運用を開始した。運用にあたり、モデル校を含め各校の取組みを強化すべく、モデル校にて支援員による事例・部屋の紹介、研修の参加、不登校対策スーパーバイザーの SSR 視察による指導助言を行った。

また、小学校の別室整備について全小学校に実態調査(部屋・支援員)を行った。今後は、中学校 SSR の方策や調査結果を踏まえて、具体的な方針について検討していく。

(2) 不登校及び不登校傾向にある児童・生徒数の実際の推移や教室復帰の時期等を明確にし、手立てと成果の関係性を把握できるようにしていく必要性を感じる。

【取組状況】

連休明けの出席状況調査や学期ごとに行っている不登校実態調査により、個別の児童・生徒の状況や対応について把握している。

教室復帰や、学校への登校ができるようになった事例では、有効だった手立てとの関係性を把握している。欠席が多い児童・生徒だけでなく、在籍学級での学習に参加できない児童・生徒、適応指導教室に通っている児童・生徒などの情報を学校と教育委員会で共有し、教室復帰だけでなく、学習保障につながるよう支援を充実させていく。

【有効性】

(3) VLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)など、多様な学びの場を考えチャレンジしている点が良い。特に試行に際して、指導主事がティーチャーとして支援に入るなど、円滑な実施に向けて有効な手立てを講じている点も評価できる。今後は、VLP から学校復帰につながる支援の方法や手立てを考える必要がある。

【取組状況】

R7年度も引き続き、毎週水曜日及び金曜日に V L P 拡大レクリエーションを実施継続。VLP は、対面コミュニケーションや言語表現が苦手な児童・生徒の良い自己表現機会となっている。今年度より小学校3年生の受入れを開始したことから、V L P への参加を通して適応指導教室に慣れ親しみ、他の利用者との交流を図る契機となっている。その結果、参加者相互の連帯感が向上し、現実での会話、笑顔も増加している。回を重ねるごとに、児童・生徒が積極的になり、自ら問題を作成、出題し、自己効力感が向上している。また、都の VLP 事業者と協働し、VLP を利用した金融教育を利用者全員参加で実施し、「小遣いの使い方」、「ネット課金の危険性」等について授業形式で学ぶことで、学校復帰に繋げる一助としている。

いじめ防止対策推進事業

【効率性】

効率性：A 有効性：B 担当課：指導課

(1) 児童生徒向けアンケートについて、項目が多すぎるのではないかと。もう少しシンプルなもので子どもが SOS を容易に発信できる形式も検討する余地があるのではないかと。

【取組状況】

学期ごとの「心のアンケート」や「いじめのアンケート」は、シンプルなものをひな形として各校に提示し、各校はそのひな形を学校の実態に合わせて修正して活用している。一方「i-check」は、児童生徒の心の中を見取るために、項目が多くなっている。各アンケートでは、目的を明確にし、必要最低限の項目になるよう引き続き吟味していく。

(2) いじめの解消の把握について、いじめの解消件数とその後の見守りの件数に分けるなど、実態に応じた形で見取る必要がある。達成状況の成果指標の見直しを求めたい。

【取組状況】

学期末ごとに行っているいじめ実態調査では、いじめの解消と見守り中に分けて報告を受けている、達成状況の成果指標については、取組の成果が図れるよう吟味して決める。

【有効性】

(3) いじめに関する教員研修や外部講師(スクールロイヤー・子どもの権利擁護委員)を活用した授業などの取組は評価できるが、その有効性を区内全体で共有する手立てを講じる必要がある。そのためには、学校の支援に関して、教員や校長会からの意見や要望をこれまで以上に丁寧に聞いていく必要がある。

【取組状況】

いじめに関する教員研修等の取組等については、担当が研修後の報告書を確認したり、学校訪問の際に、管理職から意見や要望を聞いたりしているが、挙がった意見や要望を課内で共有できていない。管理職や教員からの声を集め、共有することで、有効性のある取組につなげていきたい。

(4) 社会の変化に適応していくため、事業の対象となる保護者への啓発、保護者同士のつながりを強化する取組を考えていく必要がある。

【取組状況】

いじめについて、保護者のもつイメージと法によるいじめの解釈には乖離が見られる。各校には、年度当初の保護者会等を活用して、「学校いじめ防止基本方針」やいじめ問題に対する学校の取組を説明するよう指導をしている。

(5) 成果指標は、今後も検討を重ねていただきたい。学校にとって意味のある成果指標にしていくことが肝要である。

【取組状況】

成果指標については、学校にとっては意味があるもの、指標をとるために学校の仕事が増えることがないよう、課内で吟味していく。

学校施設環境改善交付金対象事業

【効率性】

効率性：B 有効性：A 担当課：学校施設課

(1) 今回は「防災機能の強化」という点については積極的な取り組みがあまり感じられなかった。

【取組状況】

令和6年度は外壁改修等がなかったため、防災機能強化のメニューを活用できなかった。令和6年度のマンホールトイレ整備については、防災危機管理課にて防災機能強化として国庫補助金を歳入している。今後、学校改築や外壁改修など、防災機能強化のメニューに該当する事業を実施する際には、当該メニューを活用しながら、災害発生時の防災拠点として相応しい施設として整備する方針である。

(2) 同事業の目的が「教育環境の質的向上」にあり、魅力ある学校づくりに対する施策に位置付けられている点を鑑みると、改修・改築がどのように当該校の教育の質の向上に寄与できているのかを見ていく必要があるのではないか。この観点からの成果も報告されると良いのではないかと。

【取組状況】

昨年度策定した「学習環境整備計画」において、改築校と未改築校の学習環境の差異を分析した。そのギャップを埋めるために、補助金制度を活用しながら改築を計画的に進めるとともに、未改築校の改修等により学習環境の向上を図っていく。なお、子どもたちの学力向上などの教育成果について、施設整備事業は間接的な寄与に留まるものであるため、成果を定量的に報告することは難しいが、区民意識調査の結果を活用するなど成果指標の見直しを図った。

(3) 東京都への補助金申請校数が、令和4年度から減っていることへの対応を考えていかなければならない。

【取組状況】

各年度の工事実施件数と補助金申請校数は連動している。国の予算に限りがあることから、照明改修や校庭改修などについては、国から交付決定が下りない場合がある。施設整備課との連携を強化して、確実に交付申請できるよう、引き続き努力していく。

(4) 老朽化している小・中学校も多い中、一部の小・中学校の改築予定のみが明らかにされているが、令和7年度以降の未改修の14校の計画が示されていないことから不安を抱きやすく、個々の学校にも情報を入れていく努力が必要である。

【取組状況】

昨年度末に「学習環境整備計画」を策定し、未改築校に対する対応策を明らかにした。改修に関する情報は「実施計画」に掲載しているが、改修等に着手する前から各校と情報交換を行い、設計内容に学校の意見や考え方を積極的に取り入れていく。

【有効性】

(5) 校庭改修等は適切に行われているものの、校庭周りの安全面の配慮（排水溝カバー等）は、さらに進める必要がある。その他の安全性に関しても学校の自己点検だけでなく、教育委員会学校施設課としての専門的なチェックを定期的実施する必要がある。

【取組状況】

安全面については、各校からの意見を踏まえ、校庭改修に活かすとともに、危険性が認められる箇所については速やかに修繕等を行う。また、各校における安全点検に加え、各種設備点検、遊具点検、非構造部材点検などを定期的実施することで、安全性の確保に努めている。

小・中学校移動教室

【効率性】

効率性：B 有効性：B 担当課：学務課

- (1) 校外学習検討委員会の在り方は再考の余地がある。これだけ社会の状況が変化し、校外学習一つとっても提供できる活動内容はもっと多角化し、進化しているはずである。従前どおりの活動を提供することを当然とする発想での事業展開は、時代錯誤とも言えるのではないか。あわせて、今後も一定程度の物価高騰は継続すると想定され、費用対効果の面からもこれまでの発想に執着しない移動教室の在り方を検討すべき岐路に立っているのではないか。

【取組状況】

令和7年度の校外学習検討委員会において、いただいたご意見を各委員に共有し、委員会そのものの在り方について、問題提起し、見直しを行った。具体的には、校外学習検討委員会において、次年度の移動教室の実施内容を、例年の内容ありきで検討するのではなく、昨今の移動教室を取り巻く社会状況等を踏まえ、その目的や教育効果と実施にかかる費用など様々な観点からゼロベースで検討するなど幅広く議論をしている。

- (2) コロナ禍で精選されてきた移動教室を従前の形に戻すことは、実際に計画実施を担っている学校現場の意見を十分に聞き取ることが必要である。特に4年生の移動教室については、宿泊の児童にとっての負担感、近隣地区が4年生の移動教室を減らしてきている経緯、校長会の意見等を十分に聞き、慎重に検討していかなければならない

【取組状況】

今後の移動教室のあり方等を含め、校外学習検討委員会で、議論した内容を踏まえて、全小学校長に対し、移動教室に関するアンケートを実施した。現在、内容集計・分析中であり、その結果をもとに、今後も学校現場を含め、様々な意見等を十分に聞き、慎重に検討していく。

- (3) 宿泊料等の補助を徐々に上げてきてはいるものの、宿泊施設の料金高騰により、保護者負担額は毎年増えてきていることへの対応を考えていく必要がある。

【取組状況】

これまでも経済的に困難な家庭に対して、就学援助制度で支援してきたほか、移動教室については、すべての児童・生徒を対象に、交通費の全額、宿泊料の原則半額を公費で負担してきている。また、物価高騰の影響に対しても、公費負担を増額して対応するなど、保護者の負担軽減に取り組んできた。本区においては、支援が必要な家庭に、必要な負担軽減を行うということで、どのような支援が必要なのか、優先順位等を総合的に判断して、今後もしっかり検討していく。

- (4) 物価高騰もあるため、安価なところを選ぶ。また補助金の使い道を個人負担の軽減に使ってもよいのではないか。

【取組状況】

上記(3)同様に、支援が必要な家庭に、必要な負担軽減を行うということで、どのような支援が必要なのか、優先順位等を総合的に判断して、今後もしっかり検討していく。

- (5) 4年生の移動教室に対しては、国や都などの公共施設(例えば防災、水資源、港湾などにたくさんの施設がある)を利用し、見学にすることもできるのではないか。

【取組状況】

上記(2)同様に、学校現場の声を踏まえ、考えていく。

【有効性】

(6) 一方で、前例踏襲の発想に終始しており、時代の変化を敏感にとらえた新しい視点からの活動の機会を児童・生徒に提供する事業にはなっていない。

【取組状況】

上記(1)同様に、昨今の移動教室を取り巻く社会状況等を踏まえ、今後の移動教室のあり方について、現在検討しているところである。

(7) 移動教室の教育的効果は、十分に認められるが、学校現場の声(教員や校長会)を次年度以降の計画に反映しなければならないと考える。

【取組状況】

上記(1)(2)同様に、昨今の移動教室を取り巻く社会状況等を踏まえた今後の移動教室のあり方を検討し、学校現場の意見も踏まえ、校外学習検討委員会の中で検討していく。

(8) 達成状況の指標を児童・生徒の参加率で明らかにすることに無理がある。移動教室は、教育課程内で実施されており、任意の参加のものではないため、今後は、児童・生徒・関係教職員・保護者の声(満足度等)を入れる指標に変えていかなければならない。

【取組状況】

上記(2)に記載したアンケートにおいて、児童・生徒等の移動教室に関する満足度などを確認する手段や工夫等について、確認し、現在内容分析中である。移動教室の達成状況に関する指標については、教員の負担なども考慮したうえで、より実効性の高いものへの変更を検討する。

(9) 集団生活になじめない児童・生徒もあり、いじめのきっかけになることもあるので、慎重に事業を行うことも大切かと思う。

【取組状況】

移動教室の実施によっていじめの可能性が高まるといった明確なデータはないものの、各移動教室においては「しおり」を作成し、実施のめあての項目のなかで『仲間との心のふれあいを深める』等の文言を盛り込み、児童・生徒に対し事前の指導を行っている。引き続き、移動教室がいじめのきっかけとなることがないよう、児童・生徒に指導を行っていく。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成 20 年 6 月 10 日
教 育 長 決 定

改正 平成 22 年 6 月 23 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(設置)

第 1 条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 学校経営経験者 1 人
- (3) 区民 1 人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成 20 年 6 月 10 日
教 育 長 決 定
改正 平成 24 年 6 月 4 日
改正 平成 25 年 6 月 27 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 19 年法律第 97 号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第 3 条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第 4 条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第 5 条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第 6 条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。